

国際柔道連盟試合審判規定「少年大会申し合わせ事項」の制定について

《審判委員会》から

平成22(2010)年3月の理事会において、5月1日より全日本柔道連盟が主催する大会は、すべて国際柔道連盟試合審判規定(以下、国際規定)で実施することを決定した。

少年大会も同様に国際規定が適用されることになった。国際規定には、講道館柔道試合審判規定(以下、国内規定)にある少年規定は定めておらず、規定(第20条)の附則に「国内の大会では、試合者の安全のために適当な規定を作る権限を与えられる。大会のレベルによって、技の効果が十分にあらわれた場合に「一本」を宣告する。また少年の試合では絞技と関節技を全面的に禁止することができる」とあり、各国の状況に応じて規定を定めて大会を行うことができるようにしている。

少年大会を国際規定で実施するにあたり、今回、国内規定・少年規定をもとに「少年大会申し合わせ事項」を定めた(5ページ参照)。審判委員会は、以前から国内規定・少年規定の研究・検討を重ねており、その結果が「申し合わせ事項」として反映したものである。国際規定も一部改正(2010年1月)されており、十分に確認、理解の上、審判や指導に当たってもらいたい。

■特に留意する事項

国際規定の禁止条項と罰則、及び加える事項(国際規定・第27条)

禁止事項が軽微な違反(「指導」)と重大な違反(「反則負け」)の2つに分類されていることから、本則に加えた6つの事項をすべて「指導」に統一した。解釈については国内規定・少年規定と同様になっている。

「抑え込み」等に加える事項(国際規定・第27条附則)

従来、「抑え込み」では抑えられている試合者が両膝とも畳についた形になったときは「解けた」「待て」と宣告して立たせる」ことで実施してきた。今回、技術的に「抑え込み」から逃れる技術、及び逃れた体勢ではないという観点からそのまま継続させることになった。ただし、寝技の攻防において頭の関節及び脊椎等の故障につながると判断したときは「待て」の宣告を審判員の判断でできるようにした。

絞技による「技の効果が十分に現れた場合」(国際規定・第20条)

従来どおり、「効果が十分に現れた場合」は、審判員の判断により見込みによる「一本」の判定を下すことができる。技術の習得差、及び身体成長を妨げることのないように、関節技は禁止して安全の確保ができるに配慮している。

国際柔道連盟試合審判規定「少年大会申し合わせ事項」

少年(中学生・小学生)の柔道試合は、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行うものとする。

【加えるもの】

第27条(禁止事項と罰則)

指導(軽微な違反)

1. 相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬時的(1,2秒程度)に握るのは認められる。
(注)中学生の場合は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることは認められる。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
(注)中学生の場合は、絞技を用いることは認められるが、三角絞は認めない。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頭を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生の試合において、裏投を施すこと。

第27条(附則)

1. 【相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること】関係

- ①「後ろ襟」の解釈については、柔道衣を正しく着用したときの頭の後ろ側(うなじ)の範囲にある襟の部分を用いる。たとえ試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頭部にずらした場合でも反則とする。
- ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態の場合を背部とみなす。
「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股をかける場合は、「瞬時的(1,2秒程度)」の規定にかかわらず、特例として認める。

2. 【両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと】関係

- ③両膝を最初から畳につくとは、同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。

3. 【関節技及び絞技を用いること】関係

- ④寝技のとき、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。ただし、危険な状態となったときは、「待て」と宣告して立たせる。
- ⑤寝技のとき、意志はなかったが関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。
(注)小学生の場合は、寝技のとき、意志はなかったが絞技、関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。

4. 【無理な巻き込み技を施すこと】関係

- ⑥「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。

5. 【相手の頭を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと】関係

- ⑦「相手の頭を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頭に巻きつけて施した場合のみをいう。

第26条(抑え込み)附則に次を加える

抑えられている試合者が、逃げようとしたときに、頭の関節及び脊椎等の故障につながると審判員が判断したときは「待て」の宣告をする。

【置き換えるもの】

第20条(一本)附則

絞技と関節技による「技の効果が十分に現れた場合」を適用し、審判員の見込みによる「一本」の判定を下すことができる。

ENTERTAINMENT

CONVENTION

PROMOTION

SPORTS

knt!
近畿日本ツーリスト

東京イベント・コンベンション支店
<http://www.knt.co.jp/tyoec/>

